



日 監 第 4 1 号
令和5年(2023年)8月16日

日 野 市 長

大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 鈴 木 洋 子

令和4年度日野市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する令和4年度日野市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和 4 年 度

(2022年度)

日野市内部統制評価報告書
審査意見書

日野市監査委員

令和4年度 日野市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査

2 審査の対象

令和4年度日野市内部統制評価報告書

3 審査期間

令和5年5月23日～令和5年8月7日

4 審査の着眼点

監査委員による令和4年度日野市内部統制評価報告書の審査は、日野市長が作成した内部統制評価報告書について、日野市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

5 審査の実施内容

令和4年度日野市内部統制評価報告書について、日野市長及び内部統制評価関係部局から報告を受け、「日野市監査基準」に準拠し、平成31年3月29日付け総行第111号総務省自治行政局長発「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の策定について（通知）により通知された「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）（以下、「総務省ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」及び日野市内部統制運用マニュアル（令和3年8月23日施行）に基づき、必要に応じて関係部局に対する資料の提出及び説明聴取を求めた上で審査を行った。

6 審査の結果

令和4年度日野市内部統制評価報告書（以下、「報告書」という。）について、上記のとおり審査した限りにおいて、概ね適正に評価されており、評価結果に係る記載は相当である。

（指摘事項）

市長から提出された報告書及び付属資料、監査委員による審査を行う上での資料請求及び令和5年6月23日実施の日野市内部統制推進委員への説明聴取にお

いて評価手法について把握をしたところ、資料3 全庁的な体制の整備に関する評価結果一覧について、報告書（付属資料）Ⅲ内部統制の評価（全庁的な体制の整備）2評価結果では、総務省ガイドラインⅣ-1-(4)の有効性の評価の記録が確認できなかった。改めて説明聴取時に監査委員から日野市内部統制推進委員へ質疑を行い、整備上・運用上の不備の有無及び評価の適正について確認を行った。また、資料4 管理部門で把握したリスクの評価結果一覧（令和4年度）の事件・事故について、個別評価シートを確認したところ、総務省ガイドラインⅣ-1-(4)の各部局の自己評価を行うところの実施がされておらず、評価手続きの一部に不適切な事項が認められた。

評価にあたっては、これらを留意し、実施されたい。

7 意見・要望

令和3年度日野市内部統制評価報告書は、審査の結果において、総務省ガイドラインに沿った評価を行うに足りる要件を満たしておらず、「判断ができない」としたが、令和4年度日野市内部統制評価報告書は、総務省ガイドラインを基に作成、評価されたことについて改善が図られた。

報告書（付属資料）について、

- ・資料4 管理部門で把握したリスクの評価結果一覧のNo.16～19は、報告時期がいずれも令和4年度開催の推進委員会、推進本部の開催後であり、長による評価のプロセスが不明であったが、内部統制推進員への説明聴取により、令和5年度第1回内部統制本部会議（令和4年度出納整理期間内）の議題とされ評価について決定されたことが確認できた。評価プロセスの過程を明確化するためにも、付属資料への記載をされたい。
- ・資料4 No.2の「未払金の忘失による出納整理期間超過」の処理結果は、令和3年度のバス借り上げ料及びキャンセル料を令和4年度に同一科目（使用料及び賃借料）から支出したことが報告されている。会計年度及びその独立の原則及び予算科目の適正からすれば、前年度の支出負担行為を継続し、翌年度に同一科目で支出したことは誤りである。このことは、内部統制の目的である「財務報告等の信頼性の確保」に関わるものでもあるので、評価のみならず対処内容の適正性も確認されたい。
- ・資料4 No.12「土地資産税減免申請誤り」等、庁内に同様のリスクがあると思われるものは、内部統制ニュースでのリスク事例として掲載するに留まらず、積極的なリスクの洗い出しに努め、主管課による評価を実施し、必要な是正措置に着手するよう図られたい。

総務省ガイドライン（I-（1））には、「内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。」と表記されている。この前段では、「内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、…」とある。目的達成のためには、全職員への意識の醸成、日常的業務に組み込まれるよう、継続的に取り組んでいただきたい。

また、把握したリスクについては、内部統制ニュースで全庁に発信されるので、全職員が必ず目を通し、日々の業務の適正向上に活用していただきたい。

8 審査にあたって参考とした資料

- ・日野市内部統制基本方針
- ・地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）
- ・日野市内部統制運用マニュアル（令和3年8月23日施行）

9 審査にあたって求めた資料等

- ① 資料4 管理部門で把握したリスクの評価結果一覧（令和4年度）の基となった個別評価シート
- ② 資料6 内部統制モニタリング指標中、財務に係る事件及び事故の件数及び個別評価シート
- ③ 日野市内部統制運用マニュアル(最新版)

10 審査経過

令和5年5月23日	令和4年度日野市内部統制評価報告書審査依頼受領
5月24日	審査資料提出依頼及び説明聴取実施通知発出
6月8日	資料提出期限
6月23日	説明聴取実施
8月7日	監査委員による審査意見合議
8月16日	市長へ審査意見書提出